

建設工事で除去した石綿廃棄物の処理について

特定粉じん	除去するもの	廃棄物の区分	取り扱いの注意点
レベル1	吹付石綿	特別管理産業廃棄物 (廃石綿等)	<p><u>絶対に飛散させない!!</u></p> <p>○飛散防止措置（濡らすなど）をして、耐水性プラスチック袋（厚さ0.15 mm以上）や堅牢な容器で二重にこん包。</p> <p>○容器に表示。</p> <p>○保管場所の表示、管理責任者の設置。（特別管理産業廃棄物の保管のルールを守る）</p>
レベル2	石綿含有断熱材 保温材 耐火被覆材		
レベル3	石綿含有成形板 (スレート板等) 石綿含有仕上塗材 石綿含有下地調整塗材	産業廃棄物 (石綿含有廃棄物)	<p><u>破断すると飛散する可能性あり。丁寧に扱う!!</u></p> <p>○整然と積み重ねる、シート掛けする。</p> <p>○できるだけ表示を付けてください。</p> <p>○仕上塗材、下地調整塗材は、比較的飛散しやすいので、耐水性プラスチック袋などで、二重こん包してください。</p>

※1 収集・運搬のときは、他の廃棄物と混ぜてしまわないよう、区分して取り扱ってください。

※2 廃石綿等（特別管理産業廃棄物）は、処理施設に直送することが原則です。

※3 レベル1，2の除去作業で使用した防じんマスク、集じん用のフィルタ、防護服、靴カバーも、廃石綿等（特別管理産業廃棄物）です。

詳しくは、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月、環境省環境再生・資源循環局）をご覧ください。

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/manual3.pdf>



問合せ先：環境局事業系廃棄物対策課 TEL：078-595-6190

